

建設発生土等の有効利用に関する行動計画について

国土交通省総合政策局事業総括調整官室

1. はじめに

国土交通省は、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」を平成15年10月3日付けで策定し、関係機関に通知しました。この行動計画は、建設発生土等の不適正処理の問題も含めた有効利用に関する課題について、国土交通省における基本的な考え方、目標、目標を達成するための具体的な施策等を取りまとめたものです。

本稿は、この行動計画の内容を紹介します。

2. 行動計画策定の背景と経緯

建設発生土の場外搬出量は、約2億8,000万 m^3 /年に及んでいますが、工事間で利用されているものはわずか約3割であり、これは建設工事における土砂利用量の約5割にすぎません。また、建設発生土の約7割は、内陸受入地に利用されています。

さらに、平成14年11月22日には中央環境審議会より「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」が意見具申され、その中で、「汚染土壌以外の建設工事に伴い生ずる土砂については、まず、その発注者である公共主体が発生土砂の適正

な利用や処分を明確にする取組が必要である。」との指摘を受けています。

こうした状況を背景として、嘉門雅史京都大学大学院教授を座長とする「建設発生土等の有効利用に関する検討会」を平成15年4月から計5回開催し、9月に検討結果の最終報告をいただきました。この報告を受け、国土交通省では「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」を平成15年10月3日に策定しました。

3. 行動計画の内容について

建設発生土の約9割は公共工事から発生していることを踏まえ、この行動計画は、公共工事の発注者としての取り組みを中心として策定しています。また、建設汚泥の処理土についての対応も示しました。

(1) 建設発生土等の有効利用に関する現状と課題

建設発生土の約7割は工事間で利用されずに、内陸受入地で利用されています。内陸受入地には完成目標年がない場合が多いものの、建設発生土にとって、公共工事でも内陸受入地でも有効利用されていることには変わりはありません。

しかしながら、工事間で利用されていない建設発生土のごく一部が、大量の土砂の放置等の形で不適正に処理されており、自然環境・生活環境に

多大な影響を及ぼしていることも事実です。また、大量の建設発生土を内陸受入地に搬出する一方で、その約3割強の量の新材を購入するといったきわめていびつな状況が、さまざまな弊害をもたらしていることも看過できません。

本行動計画では、現状と課題を九つにとりまとめました。

課題1．実態の未把握

建設発生土の有効利用に関わる対策を立案するとともに、実施した対策の効果を評価するためには、個々の建設発生土の流れを把握する必要がありますが、公共工事における土砂のフローを管理するシステムができていません。

課題2．建設発生土の不適正処理

一部の公共工事において、発注者による建設発生土の行先把握がなされておらず、結果として、工事間で利用されていない建設発生土のごく一部が、大量の土砂の放置等の形で不適正に処理され、自然環境・生活環境に多大な影響を及ぼしています。

課題3．最終処分場の使用

必ずしも土質に応じた適用用途に搬出されているわけではないため、工事間利用に適した建設発生土でも、残容量の少ない最終処分場に搬出されている例があります。

課題4．新材の採取

建設発生土の工事間利用が進んでいないこともあり、新材の購入の需要が大きくなっており、山砂の採取に伴い自然環境に多大な影響を及ぼしています。

課題5．土の運搬に用いるトラックの排出ガス

建設発生土の工事間利用が進んでいないこともあり、土の運搬に用いるトラックの総数が必要以上に多く増えており、トラックの排出ガスによる大気環境への影響が懸念されます。

課題6．建設発生土の供給過多状態

建設発生土の場外搬出量は、土砂利用量の約2倍と供給過多状態となっているため、特に大都市圏を中心に、建設発生土を受け入れる仕組みの構築と、場外搬出量の削減が求められています。

課題7．通達等の限界

建設発生土等の有効利用に関する施策の多くは国の通達等で実施していますが、施策の効果が得られない場合には、強制力、罰則等の観点から、施策の強化を図ることも必要となる場合があります。

課題8．汚染土壌

建設工事施工中に、汚染土壌に遭遇する場合も想定されます。

課題9．廃棄物混じり土

建設工事施工中に、廃棄物の不法投棄に伴い生ずる廃棄物混じり土に遭遇する場合も想定されません。

(2) 喫緊に解決すべき課題

九つの現状と課題のうち、喫緊に解決すべき課題は、①建設発生土の不適正処理による自然環境・生活環境への影響、②工事間利用が進んでいないことに起因する、新材採取に伴う自然環境への影響と土の運搬に用いるトラック総数の増大です。

一方、安易に新材を購入するという公共工事の発注者の姿勢が、工事間利用が進まない原因の一つになっていることも看過できません。

(3) 基本的な考え方

喫緊に解決すべき課題を踏まえ、以下の5つの基本的な考え方をまとめました。

設計の段階から切土、盛土のバランスをとる等、建設発生土の現場内利用を進めるとともに、

- ① 建設発生土の不適正処理を防止するため、指定処分を徹底するなど、各公共工事の発注者が建設発生土の行先を完全に把握する。
- ② 並行して、可能な限り建設発生土の工事間利用を促進する。その際、まずは地方ブロック内の工事間利用調整を徹底する。調整不調の場合には、地方ブロック外との工事間利用を検討する。
- ③ 工事間利用後、なお建設発生土の場外搬出量が供給過多状態である場合は、新技術を活用するなど、場外搬出量のさらなる削減に努める。
- ④ ①～③の支援として、公共工事における土砂のフローの管理など、必要な施策を随時実施し

ていく。

- ⑤ ①～④を強力に推進していくため、各公共工事の発注者間等の連携を強化する。

(4) 具体的な施策について

五つの基本的な考え方を踏まえ、八つの施策を柱とした40の具体的な行動をまとめました。八つの施策と具体的な行動の概要を紹介します。

施策1．公共工事土量調査の実施

土砂という資源のフローを全体で一括管理するため、各公共工事の発注者を対象に、対象年度前に土量、土質、搬出・搬入時期等の工事情報の調査を実施するとともに、年度末に工事実績等の確認調査を実施します。

施策2．建設発生土等の指定処分の徹底

建設発生土の不適正処理の防止を目指し、各公共工事の発注者が建設発生土の行先を完全に把握するため、建設発生土の指定処분을徹底します。

そのため、国については、建設発生土を指定どおりに搬出しているかのチェックを行い、地方公共団体については、建設発生土に係る施工条件の明示等の国の取り組みを周知徹底するなど、指定処分の普及を促進します。

なお、的確に搬出先を指定できるようにするため、建設発生土等の利用にかかる基準等の充実を図るとともに、各公共工事の発注者への周知を徹底します。

さらに、建設汚泥については、社会全体のコストバランスを考慮しつつ、リサイクルの推進に努めます。このため、リサイクル原則化ルールの対象品目への追加の検討、グリーン調達による使用推進、再生品の品目ごとの品質基準案の策定等を行います。

施策3．建設発生土等の工事間利用の促進

- 1) 建設発生土等の工事間利用の促進施策の実施

- ① 各地方建設副産物対策連絡協議会等の再活性化

地方ブロックごとの建設発生土等の工事間利用の調整等を行うため、工事情報の周知、建設発生土等のフローの管理、計画段階での複数事業の総合調整、調整のコーディネータ役を実施するな

ど、各地方建設副産物対策連絡協議会等を再活性化します。

- ② 建設発生土情報交換システムの改善

建設発生土情報交換システムに公共工事土量調査によるデータ入力を行います。

- ③ 建設リサイクルガイドラインの強化

各工事ごとのあらゆる段階で、建設発生土等の有効利用の観点からチェックを行うため、「計画段階での複数事業による建設発生土総合調整ガイドライン」や「リサイクル阻害要因改善指針」等を策定するなど、建設リサイクルガイドラインの強化を図るとともに、地方公共団体については、建設リサイクルガイドラインの普及を促進します。

- ④ スtockヤードの活用

建設発生土のStockヤードを適切に運営するため、その標準的な整備手法、盛土方法、管理方法を規定するStockヤード運営指針（案）を策定するとともに、各公共工事の発注者への周知を徹底します。

- ⑤ 民間の活用

公共工事から搬出される建設発生土を民間工事に搬入する仕組みやトンネルズリ等を市場ルールの下で売却する仕組み等の構築を検討します。

- 2) 「リサイクル原則化ルール」の効果の検証

「建設発生土の工事間利用を進めるにあたっては、自然環境の修復等社会コスト全体を考慮すべきである。」という主張への対応を検討するため、当面各地方ごとに、リサイクル原則化ルールの適用距離の増減に伴う建設発生土の工事間利用率、利用土砂の建設発生土利用率、建設工事コスト等の変化を検証します。

- 3) 建設発生土の有効利用の総点検と行動計画の策定

各県ごとに、各公共工事の発注者別の建設発生土の工事間利用率、利用土砂の建設発生土利用率等を踏まえて、建設発生土の有効利用に関わるきめ細やかな対策を立案するため、各県が抱えている建設発生土に関する課題の総点検を実施します。さらに、結果を各地方建設副産物対策連絡協

議会等で行動計画としてとりまとめます。

なお、対策実施の3年後に再度総点検を実施し、対策の効果を評価するとともに、著しく効果のあがった発注者については、表彰します。

4) 建設発生土の有効利用促進モデルブロック圏の設定

建設発生土の有効利用の総点検により立案された対策の効果を確実に発現させるため、モデルブロック圏を設定し、本省、地方整備局等の重点的な支援の下、建設発生土の有効利用のシステムの改善を徹底的に実施します。なお、ブロック圏内の県は、3カ年の行動計画を公表するとともに、「建設発生土有効利用先進県宣言」を行います。

施策4．建設発生土の広域利用の促進

建設発生土が過剰となっている大都市圏と新材購入量が多い地方圏のアンバランスを解消するため、スーパーフェニックス制度の活用と拡充等により、建設発生土の広域利用を促進します。

施策5．建設発生土等の場外搬出量の削減

各公共工事の発注者が低品質土の改良技術等建設発生土等の利用の拡大に資する技術を積極的に活用するなど、建設発生土等の場外搬出量を削減します。

さらに、建設発生土等の現場内利用に関し、各公共工事の発注者の意識改革を誘導するため、必要に応じて基準等の見直しを行います。

施策6．法的対応の検討

国において通達等で実施している施策、資源有効利用促進法や条例等で定められた施策では十分な効果が得られない課題について、本行動計画の評価を踏まえ、法的な対応を検討します。

施策7．汚染土壌への対応マニュアルの策定

土壌汚染対策法の指定区域外において、遭遇した汚染土壌に的確に対応するため、調査、対策の検討、措置の実施等を定めた技術的な対応マニュアルを策定します。

施策8．廃棄物混じり土への対応マニュアル等の検討

廃棄物混じり土に対応するため、調査、対策の検討、建設発生土と廃棄物の分別、措置の実施等を定めた技術的な対応マニュアル等を検討しま

す。

5) 計画の目標とフォローアップについて

行動計画の目標としては、「将来的には建設工事に必要となる土砂は原則として工事間利用でまかなうこと。」とし、「利用土砂の建設発生土利用率」を平成17年度までに80%に向上することを、土砂を利用する工事の目標としました。その結果、自然環境に影響を及ぼしている新材の利用率は、20%に低減します。

そのためには、土砂を搬出する工事側でも「建設発生土の工事間利用率」を平成17年度までに45%に向上させる必要があります。ちなみに、場外搬出量、土砂利用量が平成12年度値と変わらない場合、最大値は57%となります。

なお、建設発生土の工事間利用率の目標値は、建設発生土の場外搬出量、土砂利用量の変化に応じて、利用土砂の建設発生土利用率の目標を達成すべく適宜見直しを図るものとします。

行動計画に記載された施策の実施状況や建設発生土等の有効利用に関する目標の達成状況については、毎年度実施する公共工事土量調査を活用してフォローアップを行い、社会経済情勢の変化等も踏まえ、必要に応じて見直しを行います。特に、目標年度である平成17年度の目標達成状況については、詳細な評価分析を行い、その結果によっては、行動計画の抜本的見直しを行うものとします。

4. おわりに

以上の取り組みは、施策の実施主体が、国から市町村まで多岐にわたるため、建設発生土等の有効利用の必要性、計画の意義等計画の理念を周知徹底し、各公共工事の発注者の意識改革を図ることとしています。

また、今回は対象としていない民間工事の発注者に対しても、行動計画の趣旨を踏まえた取り組みが行われることを期待しています。